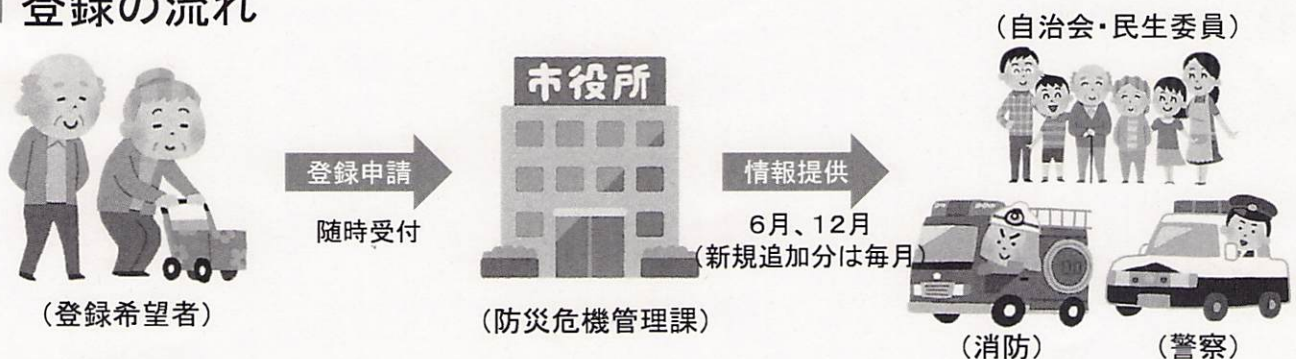


避難行動要支援者制度ってなに？

■ ひとりで避難することが難しい人たちが、地域が支える。

みなさんがお住いの地域には、さまざまな事情(加齢・障害など)で、災害が発生したときにひとりで避難することが難しい人たちがいます。避難行動要支援者制度は、この人たちの情報を地域があらかじめ把握し、もしものときに備えるための制度です。

■ 登録の流れ



■ 登録要件

- ① 介護保険制度に基づく要介護認定が、3, 4, 5の者
 - ② 身体障害者手帳を有する者のうち、障害の程度が1級, 2級の者
 - ③ 療育手帳を有する者のうち、障害の程度がAの者
 - ④ 精神障害者保健福祉手帳を有する者のうち、障害の程度が1級の者
 - ⑤ 上記①～④に該当しない者で、自力避難が困難であると市に申し出て、市が支援の必要性を認めた者
- ※介護施設等の入居者は対象外

■ 何をすればいいの？ ～顔のみえる地域づくり～

防災危機管理課から各支援機関に、6月と12月の年2回、「避難行動要支援者制度登録者名簿」と「避難行動要支援者支援計画書(個別支援計画)」をお渡しします(新規追加分については毎月提供)。日頃の見守り活動等で要支援者がどこに住んでいるのか確認するなど、平時から名簿を活用してください。

また、個別計画にはあらかじめ基礎情報を印刷して提供しますが、要支援者に一番近い存在である地域のみなさんが知っている情報を加筆することで内容が充実し、具体的な計画となります。

災害が発生したときは、みなさんも被災者です。まずは自分や家族の身の安全を守ってください。避難行動要支援者制度は、あくまで助け合いの制度です。みなさんが危険をおかしてまで名簿に掲載されている人たちが助けに行かなければならないわけではありません。

たとえば、避難する途中や避難先で、「〇〇さんがいない！」と気づくことができるだけでも十分です。みなさんの地域でできることから始めてください。

【問い合わせ】

前橋市 総務部 防災危機管理課 危機管理係

TEL : 027-898-5935

FAX : 027-221-2813

